

**4月11日(日)は県議会議員選挙、4月25日(日)は市議会議員選挙の投票日です。**

私たちの1票1票が、これからの新潟県や白根市をつくることとなります。よく見て、よく聞いて、よく考えて大切な1票を棄権することなく投票しましょう。

**【県議会議員選挙】** 白根市で投票できる人 昭和54年4月21日までに生まれ、平成11年1月1日以前から引き続き、白根市の住民基本台帳に登録されている人 ※平成11年1月2日以降に県内から転入した人は、前の住所地(選挙人名簿に登録されていること)で行われる県議選に投票することとなります。証明書は市民生活課で発行しています。

**【市議会議員選挙】** 投票できる人 昭和54年4月26日までに生まれ、平成11年1月17日以前から引き続き白根市の住民基本台帳に登録されている人。 ※1月18日以降に転入した人や他市町村に転出した人は投票できません。

**【不在者投票】** 県議会議員選挙 4月2日(金)から4月10日(木)までの3日間 市議会議員選挙 4月18日(日)から4月24日(土)までの7日間 ※いずれも午前8時30分～午後8時まで。土曜日、日曜日でもできます **■問い合わせ** 市選挙管理委員会事務局 ☎内451

**犬は愛情を持って飼いましょう**

平成10年12月末現在、市内の犬の登録数は約1,600匹。登録数は、年々多くなってきています。

最近では、きちんとした飼育をする飼い主が増えてきました。しかし、「ふんが公園や家の前に放置されている」「犬が放し飼いにされていて怖い」といった苦情が市役所や保健所にたくさん寄せられます。飼い主のマナーが問われています。もう一度見直してください。



**●ペットのふんは必ず後始末を**

「どうせだれも見えないから」「いつか肥やしになるんだし」「始末するのが面倒だから」—そんな理由でペットのふんを置いていく人が後を絶ちません。

ふんをするのはペットたちですが、その後始末は飼い主の責任です。道路にふんが落ちてると、通る人にとっては非常に嫌なもの。公園の砂場にふんがあつては、子供たちも安心して遊べません。家の前に落ちては気分も良くありません。散歩中には、袋やスコップを持って拾い、責任を持って始末するようにしてください。

**●やめてください犬の放し飼い**

だれでも嫌いな生き物が1つ、2つはあるものです。犬嫌いの人もたくさんいるものです。

特に、大型犬は犬好きの人にさえ恐怖感を与えることがあります。

犬を放し飼いにすると、他人に迷惑を掛けることが多くあります。ときに人を攻撃したり、他人の土地や作物を荒らしたり、ほかの犬とのけんかを引き起こしたりします。

「うちの犬はおとなしいから大丈夫」といっても、他人に対しては分かりません。飼い主は、万が一ということがないようにしなければなりません。散歩中も含め、放し飼いは絶対にやめてください。

**●必ず済ませてください**

**犬の登録と狂犬病予防注射**

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。狂犬病予防法の規定により、生後91日以上の子犬は、登録を生涯で1回、予防注射は毎年1回受けなければなりません。愛犬のため

に忘れずに受けましょう。

登録が済んでいる場合は、愛犬手帳と市から送付されるはがきを持って会場においでください。はがきは登録済の証明になりますので押印を忘れずに。新規に登録する場合は、印鑑をお持ちください。

当日は会場が混雑します。必ず犬を制御できる人が連れてきてください。また、犬の体調が悪い場合は、注射を受ける前に獣医師に申し出てください。ふんは各自責任を持って始末するようお願いいたします。

このほか、犬が死亡した場合は、連絡をしてください。**■とき・ところ** 下表のとおり **■手数料** ①登録済で、はがきを持ってきた人=3,100円 ②新しく犬を飼う人=6,100円

**■狂犬病予防注射の日程**

実施日	会場	時間
4/16(金)	白井地域生活センター	午前9時30分～10時15分
	庄瀬地域生活センター	午前10時40分～11時30分
	新飯田地域生活センター	午後1時10分～1時40分
4/19(月)	大郷地域生活センター	午前9時50分～10時25分
	鷲巻地域生活センター	午前10時50分～11時25分
	大通地域生活センター	午後1時10分～2時25分
	根岸地域生活センター	午後2時45分～3時35分
4/20(火)	茨曾根地域生活センター	午前9時30分～10時30分
	小林地域生活センター	午前10時55分～11時45分
	白根市役所前	午後1時10分～2時50分

問い合わせ 市民生活課環境係 ☎内201～203

**し尿収集手数料が改正されます**  
し尿収集手数料が4月1日から改正されます。改正後は、基本料金制が廃止され、収集量に応じた料金のみを支払うこととなります。

**し尿収集手数料が改正されます**

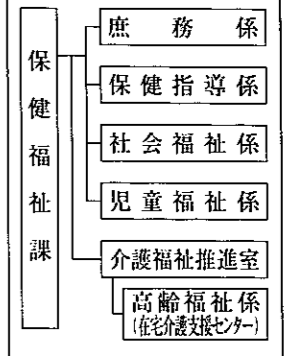
市では、小・中学校の教育費の支払いが困難な家庭に、学用品費用などの一部を援助します。11年度の申請を希望する人は学校か教育委員会へご相談ください。  
**■援助するもの** 学用品、校外活動、通学、修学旅行、給食などの費用の一部 **■問い合わせ** 教育委員会学校教育課庶務係 ☎373・3171

**学用品の費用を援助します**



**4月1日から 市役所組織機構の一部が変わります**

市では平成12年度からスタートする介護保険制度に備え、保健福祉課内に介護福祉推進室を設置します。変更後の保健福祉課の組織機構図は下のとおりです。



**善意をありがとうございます**

●庄瀬保育園へ 庄瀬保育園母の会：ゲームボックス1セット ●諏訪木保育園へ 諏訪木保育園保護者会：絵本50冊 ●古川保育園へ 古川保育園保護者会：自転車小屋1棟、7段飾り階段1式：笹川素子(大通南3) ●大通保育園へ 野外テニールセット1セット：平成10年度大通保育園母の会 ●庄瀬小学校へ 庄瀬小学校PTA：スポーツタイマー1台、児童図書全9巻 ●社会福祉事業基金へ 白根みどりの会：金6万6円 ※敬称略

**■料金** 18リットル当たり97円に消費税相当額5パーセントを加算した金額(1円未満の端数は切り捨て) **■問い合わせ** 衛生センター ☎371・5070、☎372・3701  
※し尿等収集業務は、4月から毎月第2・第4土曜日が休業になります。

**全国子どもプラン 家庭教育手帳・ノートを配付します**

文部省では、平成14年度の完全学校週5日制の実施に向けて、夢を持った、たくましい子供を地域で育てるため、「全国子どもプラン」を平成13年度までに整備する予定です。「地域での子供の体験活動の情報提供など体制の整備」「子供たちの活動の機会と場の拡大」「子供や親の悩みにいつでもこたえる相談体制の整備・家庭教育への支援」の3つが重点施策に掲げられており、全国の各自治体で、これから取り組んでいくこととなります。

の①～④の実施時に配布します。①母子健康手帳の交付②1歳6カ月児健診③3歳児健診④小学校入学前健診 **■手帳の内容** 乳幼児からの子供をめぐる家庭教育の課題や家庭教育に関する学習機会、相談窓口についての説明や案内が記載されています。

4月には文部省から市町村を通じて、子育てに役立ててもらおうと乳幼児を持つ親に「家庭教育手帳」を小・中学生を持つ親に「家庭教育ノート」を順次配布します。配布対象者と配布方法は、次のとおりです。

**【家庭教育ノート】**  
**■配布対象者** 小・中学生を持つすべての親 **■配布方法** 学校を通じて配布します **■手帳の内容** 小・中学生をめぐる家庭教育の課題や家庭教育に関する学習機会、相談窓口などの説明や案内が記載されています  
※このほか、家庭教育をめぐる重要課題をテーマにした15分程度のビデオを健診会場や学習会などで視聴できるようにします

**【家庭教育手帳】**  
**■配布対象者** 乳幼児を持つすべての親 **■配布方法** 次

子供たちのさまざまな活動機会について **【情報提供】** するなど体制を整備します。

子供たちが様々な場面で **【活動・体験】** できます。



子供たちや親の **【相談】** に応じ 家庭教育を **【支援】** します。

問い合わせ 社会教育課生涯学習係 ☎373・2800

地域振興券でのお買い物は地元商店街で